

高竜園短期入所生活介護事業所 利用料金表（1日あたり）

次の表によって、ご利用者の要介護度に応じた 単位数合計額（短期入所生活介護費及び各種加算）から介護保険給付費額 9 割・8 割・7 割を除いた金額（自己負担額）と食事及び居室に係る標準自己負担額の合計金額を利用料金としてお支払い下さい。

サービス利用料金表

1 単位 当たりの 単価 10.0 円

要介護	単位	利用料金	1 日当たりの負担金		
			1 割	2 割	3 割
1	645 単位 / 日	6,450	645	1,290	1,935
2	715 単位 / 日	7,150	715	1,430	2,145
3	787 単位 / 日	7,870	787	1,574	2,361
4	856 単位 / 日	8,560	856	1,712	2,568
5	926 単位 / 日	9,260	926	1,852	2,778

● 各種加算

加算名	単位数	利用料金	1 日当たりの負担金		
			1 割	2 割	3 割
① 夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13 単位 / 日	130	13	26	39
② 送迎加算 1 回	184 単位	1,840	184	368	552
③ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位 / 日	180	18	36	54
④ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位 / 月	100	10	20	30
⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ口）	基本報酬に上記①～③まで算定した合計単位数の 1000 分の 172 に相当する単位				

● 滞在費・食費の負担額

	個室	多床室
居室に係る自己負担額（滞在費）（円）	1,231 / 日	915 / 日
食事に係る自己負担額（円）	1,545 / 日 ※	

※食費（1,545 円／日）の内訳は、朝食 500 円、昼食 535 円、夕食 510 円、おやつ 50 円
介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、
認定証に記載している負担限度額とします。なお、当日の取り消しに係る直近の食事代は負担して頂きます。

● 当施設の滞在費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる場合は、
ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

利用者負担 区分	対象者所得 の状況	預貯金等の資産 の状況	滞在費（居住の種類により異なります）		食費
			多床室（相部屋）	従来型個室	
1 段階	生活保護受給者	単身：1,000 万円以下	0	380	300
	老齢福祉年金受給者	夫婦：2,000 万円以下			
2 段階	課税年金収入額と合計所得金 額の合計が 82.65 万円以下の方	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下	430	480	600
3 段階 ①	利用者負担第 2 段階以外の方 （課税年金収入が 82.65 万円超 120 万円以下の方など）	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	430	880	1,030
3 段階 ②	利用者負担第 2 段階以外の方 （課税年金収入が 120 万円 超えの方）	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下	530	980	1,360
4 段階	上記以外の方		915	1,231	1,545

自己負担の費用

ご利用者の日常生活用品の購入代金等の費用については、実費をいただきます。
（おむつ代は介護保険給付対象ですので、自己負担の必要はありません）
別途、おやつ代として日に 50 円をいただきます。

料金の減免措置

低所得者で特に生計が困難であると町が認めた方（確認証交付）については、確認証の内容に基づき施設利用料、食事代等の料金が減免されます。